

# エコアクション21地域運営委員会規程(改訂版)

エコアクション21地域事務局  
上越環境科学センター

エコアクション21認証・登録制度実施要領1.2に規定するエコアクション21地域運営委員会(以下「地域運営委員会」という。)の所掌事務などは、次のとおりとする。

## (所掌事項)

第1条 地域運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1)エコアクション21認証・登録制度実施要領及び認証・登録手続規程
- (2)地域運営委員会規程及び地域判定委員会規程
- (3)毎年度の事業計画及び収支予算、毎年度の事業報告及び収支決算
- (4)その他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項

## (構成及び委員の委嘱)

第2条 地域運営委員会は6名以上13名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、財団法人上越環境科学センター理事長が委嘱する。

- (1)環境保全に関する学識者
- (2)関係環境保全関係団体、事業者関係団体などの学識者
- (3)エコアクション21審査人など

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。第2条第3項の審査人については、6年を超えて就任できない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

## (地域運営委員会の開催)

第5条 地域運営委員会は、財団法人上越環境科学センター理事長が招集し、委員長はその議長を務める。

- 2 地域運営委員会は、原則として年1回以上開催するものとする。

## (会議の定足数及び議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意志を表明したものは、出席とみなす。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

## (規程の改廃)

第7条 本規程は、地域運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

## (附則)

- 1 平成17年4月25日 制定施行
- 2 平成20年3月11日 一部改訂
- 3 平成20年8月1日 一部改訂
- 4 平成21年7月30日 一部改訂